

A 寄附金税制の概要

〔国税〕

	所得控除 (従来型)	税額控除 (H23改正で追加)
控除対象 寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ <u>特定公益増進法人に対する寄附金</u> ④ 認定NPO法人に対する寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定NPO法人に対する寄附金 ② <u>PST要件・情報開示要件を満たす次の</u> 特定公益増進法人に対する寄附金 <u>・公益社団法人・公益財団法人</u> ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人
控除額	<p style="text-align: center;">寄附金額 - 2,000円</p> <p>※対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額</p>	<p style="text-align: center;">(寄附金額 - 2,000円) × 40%</p> <p>※対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額 ※控除税額の上限は、所得税額の25%相当額</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の受領書（寄附金を受領した旨、その寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額、受領年月日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の受領書（同左。寄附者の氏名・住所の記載があるものに限り） ・ 「税額控除に係る証明書」の写し ・ 「寄附金特別控除額の計算明細書」

〔地方税〕

対象法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金） ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金 ③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 <p>※ お住まいの都道府県・市町村の条例をご確認ください。 <u>当協会は東京都条例において控除対象とされており、都民の方は都民税の控除（4%）の適用を受けることができます。</u></p>
控除額 (税額控除)	<p style="text-align: center;">(寄附金(※1) - 2千円) × 10% (※2)</p> <p>※1 対象となる寄附金の上限：総所得金額等の30% ※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出。 ・ 都道府県が指定した寄附金は4% ・ 市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)</p>
手続き等	<p>所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですので、特段の手続きは必要ありませんが、<u>所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を記載して下さい。</u></p>

(注記) 地方税の計算については、同封書類 D、E の「確定申告書の記載例」第二表をご参照ください。

B 事例1：日本赤十字社と公益財団法人公益法人協会ともに『所得控除方式』を適用した場合に還付される税金について

〔前提〕

① 寄附先の名称等（弊協会の他に、東日本大震災の義援金として日本赤十字社に寄附したものと仮定）

名 称	金 額	備 考
日 本 赤 十 字 社 （東日本大震災義援金）	30,000 円	「震災関連寄附金」に該当し、「 <u>所得控除のみが適用</u> 」。
（公財）公益法人協会	10,000 円	「所得控除」か「税額控除」のいずれかの選択適用。

② 寄附者の給与収入等（国税庁 HP「確定申告書の記載例」に掲載されている給与所得者の例に依拠）

源泉徴収票の項目名	金 額	備 考
支 払 金 額	7,140,000 円	給与・賞与の年間収入金額
給与所得控除後の金額	5,226,000 円	給与所得の金額〔確定申告書 A「1」欄〕
所得控除の額の合計額	2,462,961 円	年末調整の際に適用した所得控除の合計額〔確定申告書 A「16」欄〕
源 泉 徴 収 税 額	178,800 円	年税額〔確定申告書 A「35」欄〕

〔 日本赤十字社（東日本大震災義援金）の寄附金と併せて、「寄附金控除」として、給与所得金額から 38,000 円控除されることにより、3,800 円の税金の還付が受けられます。〕

項 目	番号	金 額
給与所得金額	5	5,226,000
各 種 控 除	16	2,462,961
寄 附 金 控 除	19	38,000
合 計 (16+17+18+19)	20	2,500,961
課税される所得金額 (5-20)	21	2,725,000
上記21に対する税額	22	175,000
寄附金等税額控除(認定NPO)	26	0
寄附金等税額控除(公益法人)	27	0
寄附金等税額控除(特定震災)	28	0
差引所得税額 (22-26-27-28)	33	175,000
源泉徴収税額	35	178,800
還付される税金	37	△ 3,800

震災関連寄附金	A	30,000
A以外の寄附金	B	10,000
所得金額	C	5,226,000
$C \times 0.4$	D	2,090,400
BとDのいずれか少ない金額	E	10,000
$C \times 0.8$	F	4,180,800
A+E	G	40,000
FとGのいずれか少ない金額	H	40,000
寄附金控除額 (H-2000円)	I	38,000

※ 「項目」、「番号」等は、「確定申告書」の該当箇所を示しております。

C 事例2：日本赤十字社は『所得控除方式』を、公益財団法人公益法人協会は『税額控除方式』を適用した場合に還付される税金について

〔前提〕

① 寄附先の名称等（弊協会の他に、東日本大震災の義援金として日本赤十字社に寄附したものと仮定）

名 称	金 額	備 考
日 本 赤 十 字 社 （東日本大震災義援金）	30,000 円	「震災関連寄附金」に該当し、「 <u>所得控除</u> 」のみが適用。
（公財）公益法人協会	10,000 円	「所得控除」か「 <u>税額控除</u> 」のいずれかの選択適用。

② 寄附者の給与収入等（国税庁 HP「確定申告書の記載例」に掲載されている給与所得者の例に依拠）

源泉徴収票の項目名	金 額	備 考
支 払 金 額	7,140,000 円	給与・賞与の年間収入金額
給与所得控除後の金額	5,226,000 円	給与所得の金額〔確定申告書A「1」欄〕
所得控除の額の合計額	2,462,961 円	年末調整の際に適用した所得控除の合計額〔確定申告書A「16」欄〕
源 泉 徴 収 税 額	178,800 円	年税額〔確定申告書A「35」欄〕

〔日本赤十字社（東日本大震災義援金）に対する寄附金については「寄附金控除」として給与所得金額から 28,000 円控除され、当協会に対する寄附金については「税額控除」として所得税額から 4,000 円控除されることにより、その結果、6,800 円の税金の還付が受けられます。〕

確定申告書A(第1表)		
項 目	番 号	金 額
給与所得金額	5	5,226,000
各種控除	16	2,462,961
寄附金控除	19	28,000
合 計 (16+17+18+19)	20	2,490,961
課税される所得金額(5-20)	21	2,735,000
上記21に対する税額	22	176,000
寄附金等税額控除(認定NPO)	26	0
寄附金等税額控除(公益法人)	27	4,000
寄附金等税額控除(特定震災)	28	0
差引所得税額(22-26-27-28)	33	172,000
源泉徴収税額	35	178,800
還付される税金	37	△ 6,800

所得控除を適用する場合の計算 〔寄附金控除〕		
震災関連寄附金	A	30,000
A以外の寄附金	B	0
所得金額	C	5,226,000
$C \times 0.4$	D	2,090,400
BとDのいずれか少ない金額	E	0
$C \times 0.8$	F	4,180,800
A+E	G	30,000
FとGのいずれか少ない金額	H	30,000
寄附金控除額(H-2000円)	I	28,000

税額控除を適用する場合の計算 〔公益社団法人等特別控除〕		
公益社団法人等寄附金	①	10,000
①以外の寄附金	②	0
①+②	③	10,000
所得金額の合計額	④	5,226,000
$④ \times 40\%$	⑤	2,090,400
$⑤ - ②$	⑥	2,090,400
①と⑥の少ない金額	⑦	10,000
2千円 - ② - 震災関連寄附金	⑧	0
$(⑦ - ⑧) \times 40\%$	⑨	4,000
平成23年分の所得税額	⑩	176,000
$⑩ \times 25\%$	⑪	44,000
公益社団法人等特別控除(⑨と⑪の少ない金額)	⑫	4,000

※ 「項目」、「番号」等は、「確定申告書」、「明細書」の該当箇所を示しております。

(注)

- 1 確定申告において「所得控除」の適用を受けるか、「税額控除」の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成 23 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額について「所得控除」の適用を受け、その残りの金額について「税額控除」の適用を受けることはできません。
- 2 「税額控除」の適用に当たっては、公益社団法人等に対する寄附金特別控除のほかに、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で控除額の計算を行い、それぞれ順に、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除の計算明細書」により計算を行います。

確定申告書の記載例

事例 1 : 弊協会に対する寄附金について、「所得控除」を適用した場合に「還付される税金」について

事例 1 は、公益法人協会への寄附について「所得控除」を適用し、日本赤十字社への寄附についても「所得控除」を適用した場合をいいます。

(注記) 日本赤十字社への寄附は、「震災関連寄附金」に該当し、「所得控除」のみが適用されます。

(注記) 地方税の計算については、第二表をご参照ください。

(注記) e-Tax (国税電子申告・納税システム) をご利用される場合は、「寄附金領収書」の提出又は提示を省略することができます。但し、「寄附金領収書」は、確定申告期限から 5 年間、税務署から提出又は提示を求められることがありますので保存をお願いいたします。

当協会に対する寄附金について所得控除を適用する場合

税務署長

FA0017

年 月 日

平成 23 年分の所得税の確定申告書 A

第一表 (平成二十三年分以降用)

住所 (又は居所)	〒	フリガナ	
	氏名		性別 世帯主の氏名 世帯主との続柄
平成 年 1月1日 の住所	男 女	生年月日	電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税金の計算		その他		延納の届出		還受付される取捨金の場所		署名押印		税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有		整理欄				
給与	⑦	7140000	給与	①	5226000	社会保険料控除	⑥		配偶者の合計所得金額	③⑧		申告期限までに納付する金額	④①		銀行 金庫・組合		本店・支店出張所	税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有		区分	A B C D E F G H I J K	
雑	⑧		雑	②		小規模企業共済等掛金控除	⑦		雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	③⑨		延納届出額	④②		郵便局 名等		本所・支所					異動管理	L	
配当	⑨		配当	③		生命保険料控除	⑧		未納付の源泉徴収税額	④④					預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄						納管		
一時	⑩		一時	④		地震保険料控除	⑨								口座番号								通 信 日付印	年 月 日
合計	⑪	7140000	合計	⑤	5226000	寡婦、寡夫控除	⑩	0000	申告納税額 納める税金	③⑥					記号番号								一連番号	
						勤労学生、障害者控除	⑪	0000	還付される税金	③⑦	3800													
						配偶者控除	⑫	0000	その他	④③														
						配偶者特別控除	⑬	0000	延納の届出	④④														
						扶養控除	⑭	0000																
						基礎控除	⑮	0000																
						⑥から⑮までの計	⑯	2462961																
						雑損控除	⑰																	
						医療費控除	⑱																	
						寄附金控除	⑲	38000																
						合計	⑳	2500961																

平成 23 年分の所得税の確定申告書 A

番号

F A 0 0 6 1

住所 _____

フリガナ氏名 _____

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 掛金の種類	支払掛金 円
	合計			合計

⑧ 生命保険料控除	一般の保険料の計	円	⑨ 地震保険料控除	地震保険料の計
	個人年金保険料の計			旧長期損害保険料の計

○ 所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
給与	給料 ○○産業(株)	7,140,000	178,800
③⑤ 源泉徴収税額の合計額			178,800

⑩ 本人該当事項

寡婦（寡夫）控除 勤労学生控除
 （ 死別 生死不明） 学校名 _____
 （ 離婚 未帰還）

⑪ 障害者控除

氏名 _____

⑫ 配偶者の氏名 _____ 生年月日 明・大 昭・平 . . .

配偶者控除 配偶者特別控除

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 万円
		明・大 昭・平 . . .	
		明・大 昭・平 . . .	
		明・大 昭・平 . . .	
⑭ 扶養控除額の合計			万円

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円
※ 当協会は東京都条例で指定されておりますので、都内にお住まいの方は「条例指定分-都道府県」欄に記載して下さい。			

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外（平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例 円				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	30,000	条例指定分	都道府県、市区町村分
	住所地の共同募金会、日赤支部			10,000
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所				

⑰ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

⑱ 寄附金控除	支払医療費	円	保険金などで補填される金額
	寄附金の所在地・名称	(公財)公益法人協会 日本赤十字社(義援金)	寄附金 10,000 震災関連寄附金 30,000

○ 特例適用条文等

※ 東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したもののなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、「都道府県、市区町村分」欄に記載してください。

第二表（平成二十三年分以降適用）○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

一連番号

確定申告書の記載例

事例 2 : 弊協会に対する寄附金について、「税額控除」を適用した場合に「還付される税金」について

事例 2 は、公益法人協会への寄附について「税額控除」を適用し、日本赤十字社への寄附については「所得控除」を適用した場合をいいます。

また、「税額控除」を適用した場合は、同封の「公益社団法人等寄附金特別控除の明細書」において税額控除金額を計算し、確定申告書に添付し提出します。

(注記) 日本赤十字社への寄附は、「震災関連寄附金」に該当し、「所得控除」のみが適用されます。

(注記) 地方税の計算については、第二表をご参照下さい。

(注記) e-Tax (国税電子申告・納税システム) をご利用される場合は、「寄附金領収書」及び「税額控除に係る証明書」の提出又は提示を省略することができます。但し、これらの書類は、確定申告期限から 5 年間、税務署から提出又は提示を求められることがありますので保存をお願いいたします。

当協会に対する寄附金について税額控除を適用する場合

FA0017

税務署長
年 月 日 平成 23 年分の所得税の確定申告書A

第一表 (平成二十三年分以降用)

住所 (又は居所)	〒	フリガナ	氏名	性別	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 1月1日 の住所		男		女		
		生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯		

番号 送付不要

収入金額等	給与	⑦	7140000
	雑	①	
	公的年金等	②	
	その他	③	
所得金額	配当	④	
	一時	⑤	
	給与	①	5226000
	雑	②	
所得から差し引かれる金額	配当	③	
	一時	④	
	合計	⑤	5226000
	社会保険料控除	⑥	
	小規模企業共済等掛金控除	⑦	
	生命保険料控除	⑧	
	地震保険料控除	⑨	
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000
	配偶者控除	⑫	0000
	配偶者特別控除	⑬	0000
	扶養控除	⑭	0000
	基礎控除	⑮	0000
	⑥から⑮までの計	⑯	2462961
	雑損控除	⑰	
	医療費控除	⑱	28000
寄附金控除	⑲	28000	
合計	⑳	2490961	

税金の計算	課税される所得金額	(5-20)	21	2735000
	上の⑳に対する税額	22	176000	
	配当控除	23		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分 24		
	政党等寄附金等特別控除	区分 25~28	4000	
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修 認定長期優良 住宅新築等特別税額控除	区分 29~31		
	電子証明書等特別控除	32		
	差引所得税額	(22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32)	33	172000
	災害減免額 外国税額控除	34		
	源泉徴収税額	35	178800	
その他	申告納税額	納める税金	36	00
	(33-34-35)	還付される税金	37	6800
延納の届出	配偶者の合計所得金額	38		
	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	39		
その他	未納付の源泉徴収税額	40		
	申告期限までに納付する金額	41	00	
延納届出額	42	000		

還受付される取捨の場所

銀行 金庫・組合 本店・支店出張所
農協・漁協 本所・支所

郵便局名等 預金種類 普通 当座 納税準備 貯蓄

口座番号 記号番号

(税理士署名押印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄

区分 A B C D E F G H I J K

異動管理 年 月 日 L

納管 事務 住民 検算 通信日付印 年 月 日 一連番号

平成 23 年分の所得税の確定申告書 A

番号

F A 0 0 6 1

住所 _____

フリガナ氏名 _____

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会 保 険 料 控 除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 掛 金 の 種 類	掛金の種類	支払掛金 円
	合 計			合 計	
⑧ 生 命 保 険 料 控 除	一般の 保険料の計	円	⑨ 地 震 保 険 料 控 除	地震保険料の計	円
	個人年金 保険料の計			旧長期損害保険料の計	

○ 所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
給与	給料 ○○産業(株)	7,140,000	178,800
③⑤源泉徴収税額の合計額			178,000

本人該当事項

寡婦（寡夫）控除 勤労学生控除
 （ 死別 生死不明 学校名 _____）
 （ 離婚 未帰還）

⑪ 障害者除

氏名 _____

⑫ 配偶者の氏名 _____ 生年月日 明・大 昭・平 . . .

配偶者控除
 配偶者特別控除

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 万円
		明・大 昭・平 . . .	
		明・大 昭・平 . . .	
		明・大 昭・平 . . .	

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円
※ 当協会は東京都条例で指定されておりますので、 都内にお住まいの方は「条例指定分-都道府県」欄 に記載して下さい。			

⑭ 扶養控除額の合計 _____ 万円

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例 _____ 円				
非居住者の特例 _____ 円				
配当割額控除額 _____ 円				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	30,000	条例指定分	都道府県 10,000 市区町村 _____
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所 _____				

⑰ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

⑱ 医療費控除	支払医療費
	円

⑲ 寄附金控除	寄附金
寄附先の所在地名称 日本赤十字社(義援金)	寄附金 30,000 震災関連寄附金 _____

○ 特例適用条文等

措法41の18の3

※ 東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したもののうち、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、「都道府県、市区町村分」欄に記載して下さい。

第二表（平成二十三年分以降適用）○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は、申告書別紙などに貼ってください。

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 23 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、平成 23 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	10,000 円
	①以外の寄附金の額	②	0
	① + ②	③	10,000
所得金額の合計額		④	5,226,000
④ × 40%		⑤	2,090,400

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
公益法人協会	平 23 3 31	10,000 円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円 2,090,400
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	10,000
2千円 - ② - 震災関連寄附金の額	⑧	(赤字のときは0) 0
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て) 4,000
平成 23 年分の所得税の額	⑩	176,000
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て) 44,000
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	4,000

「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額をいいます。

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②⑤~②⑧欄、申告書Bは③①~③④欄)に転記してください。
ほかに、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑮の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成23年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成23年分の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

1 公益社団法人等寄附金

①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、その法人に係る行政庁等が一定の要件を満たすことを証するもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① $(\text{平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\%$
- ② 平成23年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成23年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成23年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成23年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑮の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り、）並びに③その行政庁等のその法人が上記1の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。